# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

雲南市

# 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

#### 2 促進計画の目標

#### 1. 雲南市全域

#### (1) 現況

本地域は、斐伊川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、棚田等において稲作経営等が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいこと、加えて、高齢化、人口減少が進んでおり、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障や農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増大することが懸念される状況となっていることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、経済的(エコノミー)で環境にも配慮(エコロジー)したエコエコ農業の推進を図り、良質米生産のブランド化を目指していることもあり、地域において環境負荷の少ない営農方式を普及することが必要となっている。

以上のことから、地域の実情に即した担い手の育成や地域あげての多面的機能の 発揮に向けた活動を進めていくことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や担い手農家の負担軽減を図るため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域では、集落における営農の継続や農地の維持及び集落機能等を強化していくために、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

さらに、環境負荷の少ない営農方式を普及・定着させるため、法第3条第3項第3 号に掲げる事業を推進する。

以上により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

# 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	雲南市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項 第3号に掲げる事業
2	大東町	法第3条第3項第2号に掲げる事業
	【大東地区】	
	越戸、古城、田中上、新庄西、新庄東	
	新庄南、清田、金成上、金成下	
	【春殖地区】	
	大月谷、越前、針江、荒井町、城之越	
	松尾、鵯	
	【幡屋地区】	
	奥遠所、中遠所、下遠所、宮之谷	
	宮内谷、西谷、幡屋中組、社日線	
	幡屋下組、幡屋上組、岩根、九量	
	西廻、大多和尾サ垣	
	【佐世地区】	
	本郷、若木、師弟、川筋、後谷、杉谷	
	中筋、芹谷、免別、半戸、宮下、宮上	
	表佐世	
	【阿用地区】	
	清久下、東上、宮内、上市場、明賀谷	
	中盛、下岡、横手谷	
	【久野地区】	
	春石、大井、長谷、下区、久野上組	
	殿居敷、久野下組	
	【海潮地区】	
	山王寺本郷、和野、薦沢、須賀上	
	須賀下、八所、引坂、北村、中屋	
	南村、小河内、小河内なぎ、刈畑	
	森木、奥山	
	【塩田地区】	
	塩田、箱淵	
	加茂町	

### 【加茂地区】

立原、近松、南加茂、神原東、三代 大竹、延野、大崎、岩倉、東谷谷 昭和、砂子原、東谷北

木次町

# 【山方・里方地区】

新塔、共和、北側、上口、浜谷

### 【西日登地区】

芦原、瀬の谷、引野、大島、久の元 水谷、能間、案内、吉井下

### 【東日登地区】

東大谷、天殿、小川上、坂本口、万場 【寺領地区】

川上上、川上下、新殿、古殿、井戸 上宇山、下宇山、城角、大川上

### 【宇谷地区】

市井原、仲田、本谷中、本谷下、中谷

### 【湯村・平田地区】

槻の屋、門、湯村本郷、八か原、石 山方、尾原、

# 【上熊谷】

正理

三刀屋町

# 【一宮地区】

給下中、高窪屋内、高窪後谷 古城1、古城後谷

# 【飯石地区】

上熊谷、多久和第1、多久和下口 大倉1、樋の口谷、粟谷

### 【鍋山】

上乙多田、下乙多田、深谷上、深谷下 槙原、坂本桧杉谷南側、坂本郷、加食田 宮内、殿河内、軍谷、後根波、

殿河内第2

# 【中野地区】

神代、中野、六重、須所

吉田町

#### 【吉田地区】

芦谷、杉戸、梅木、菅谷かつらぎ 木の下、川尻、大吉田上、大吉田下 宇山、民谷、曽木、女鹿山・大迫・小川内 本郷上口、本郷下口、後山、深野、三谷 小木、大宝

掛合町

# 【掛合地区】

川上、井原谷、大向、穴見谷、西側 郡、松尾、西谷

### 【多根地区】

上多根、中多根、萱野、舟津、下多根 志食、長迫

### 【松笠地区】

菅原、保関谷、大谷、矢谷、中組、下組 北迫、滝谷

### 【波多地区】

上刀根、下刀根、宮内、朝原、柄栗、郷小原、田上

# 【入間地区】

本谷、出来山、寺谷上、寺谷下、穴見

# 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

# 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項各号の事業の推進を図るため、地域での調整や事務的支援を担う者の 設置など多面的機能発揮促進事業を円滑に進める体制整備に努める。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

以下は別紙に記載

### 1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

### ア 対象地域

雲南市内全域

## イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回 っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 次の基準のいずれかを満たす農用地
  - a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象 (田1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地 8度以上15度未満)

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率: 田8%以上、畑(草地含む。) 15%以上の農地

# (2) その他留意すべき事項

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

- (ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、 個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。
- (イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度まで に既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年 度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に 林地になると見込まれる植林がなされるものとする(「林地化」については以下 同じ。)。

- (ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既荒廃農地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。
- イ 限界的農地については、土壌・日照等により生産条件が集落内の他の農地に 比べて不利な農地で、その集落において今後維持すべき農用地であるか否かを 検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合におい ては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、 植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象と する。
- ウ 現に自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業 生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定 年度から交付金の交付対象とする。また、協定締結後に交付対象農用地が自然 災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市町村長に提 出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付 金の交付対象とすることができる。
- エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国 及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活 動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。
- オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、 通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者(農作業受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

# 2 集落協定の共通事項

# (1) 集落の共同取組活動への支出

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から交付金額の概ね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

ただし、集落協定内で協議し協定内で合意が得られた場合はその限りではない。

### (2) 加算による交付金の使途

新設及び拡充された加算(棚田地域振興活動加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算)による交付金はそれぞれの加算目標の達成に使う観点から、概ね金額を加算目標の達成のための取り組みに支出することが望ましい。